

第 6 次千葉市障害者計画・第 7 期千葉市障害福祉計画  
・第 3 期千葉市障害児福祉計画（原案）の概要  
●…前回からの主な変更点

## 第 1 部 総 論

### 第 1 章 計画の策定にあたって (P1)

(計画策定の趣旨、計画の位置付け・他計画との関係、計画の期間、「障害者」とは)

### 第 2 章 本市の障害者の現状 (P4)

#### ●最新の情報に更新

(障害者数の推移、実態調査結果)

### 第 3 章 計画の基本的な考え方 (P42)

(基本理念)

#### ●前回会議の内容のとおりに変更

必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。

(計画の視点)

#### ●障害者差別解消法改正法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、新型コロナウイルス感染症に係る記載などを最新の情報に追加、変更

(計画の構成)

## 第 2 部 各 論

### 第 1 章 重点課題 (P46)

#### 1 親亡き後を見据えた支援 (P46)

## 2 発達障害者への支援 (P48)

- 発達障害に係る現状の変更、専門機関の待機期間の長期化などの課題及び、気軽に相談できる窓口の設置の必要性、強度行動障害に係る実態調査などを追加

## 3 重度の障害のある方たちへの支援 (P51)

- 今までの施策展開や医療的ケア児に係る法令、専門機関の整備、令和5年度の実態調査などを追加

## 4 働く方や働きたい方たちへの支援 (P53)

- 重点課題として新たに位置づけ
- 障害者生活実態・意向調査結果を反映し、職場での意識啓発、アクセシビリティの向上など、障害者が持続的に働くことのできる環境整備が不足していると課題に示す。
- 各基本目標の関連事業を再掲

## 第2章 基本目標 (P55)

### 基本目標1 地域生活支援の拡充 (P55)

(自立した地域生活への支援・促進、日中活動の場・生活の場の確保、福祉用具利用支援の充実、経済的支援の充実、一般就労の支援、福祉的就労の支援)

- 中長期指針の最終段階の計画として、地域生活の充実を重要視して基本目標2から1に変更
- 自立した地域生活に重要なものとして一般就労の支援、福祉的就労の支援を基本目標5から移動
- 以下の事業を追加

事業名	事業内容	所管課
重度強度行動障害加算事業	<u>千葉県暮らしの場支援会議での入所調整を受けた重度の強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。</u>	障害福祉サービス課
重度障害者等就労支援特別事業	<u>就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。</u>	障害福祉サービス課
うつ病対策講演会	うつ病の正しい知識と理解を深めるため、市民を対象に講演会を開催します。	こころの健康センター

基本目標 2 相談支援の充実 (P63)

(身近な相談支援機関の充実、専門的な相談支援体制の強化、権利擁護の推進)

- 基本目標 1 から 2 へ変更
- (仮称) こども発達相談室の設置に係る記載を追加
- 以下の事業を追加

事業名	事業内容	所管課
(仮称) こども発達相談室の開設	発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「(仮称) こども発達相談室」を設置します。	障害者自立支援課
重層的・包括的支援体制の構築(相談支援事業)	複雑化・複合化する地域生活課題に対し、福祉まるごとサポートセンターが、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や相談内容を問わずまるごと相談を受け止め、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉課
重層的・包括的支援体制の構築(参加支援事業・地域づくり支援事業)	分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉課
難病相談支援センター事業	難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、難病相談支援センターを設置し、難病患者等のもつ様々なニーズに対応しています。 難病患者の就労については、公共職業安定所等関係機関及び難病患者就職サポーターと連携し相談に応じます。	健康支援課

基本目標 3 保健・医療の充実 (P68)

(障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実、地域での医療体制等の充実)

基本目標 4 障害児に対する支援の充実 (P71)

(早期発見・早期療育の体制の整備、障害児支援の充実、学校教育の充実)

●以下の事業を追加

事業名	事業内容	所管課
アフタースクール	原則としてすべてのアフタースクールにおいて、障害のある児童の受入れが可能な体制を整備します。	生涯学習振興課
通級指導教室の増設 (旧：言語障害・難聴通級指導教室の増設)	通常の学級に在籍する言語障害や難聴、LD(学習障害)等のある児童生徒を対象とした通級指導教室を増設します。	教育支援課

基本目標 5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー (P77)

(相互理解の促進、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進、情報提供、コミュニケーションの充実、一般就労の支援(再掲)、福祉的就労の支援(再掲)、ボランティア活動の促進、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承)

- 障害者差別解消法改正法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、国の法制度の動きや、意思疎通の円滑化をはじめとした環境整備の重要性を追加

●以下の事業を追加

事業名	事業内容	所管課
パラスポーツ推進関係者会議	障害者のスポーツ活動促進に向けて、庁内外の関係者で情報共有・意見交換を行い、課題の解決を図ります。	スポーツ振興課
パラスポーツ教室の開催	障害者のスポーツ活動への参加拡大やスポーツ習慣の定着を目指し、障害者を対象としたスポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課

基本目標 6 生活環境の整備 (P86)

(住環境の整備、公共施設等の整備、安全な交通の確保、防犯・防災体制の整備)

**第3部 障害福祉サービスの見込み量等**

- 国の基本指針で定めることとされた項目や目標値、見込量を設定 (数字は現時点での積算結果であり、今後修正の可能性ががあります。)

## 第1章 成果目標 (P90)

(施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実、福祉施設から一般就労への移行等)

●地域生活支援拠点の整備について、コーディネーターの配置人数など新たに定めることとされた項目を追記

●強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を追加

## 第2章 活動指標 (P92)

(発達障害者等に対する支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援体制の充実・強化のための取組み、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築)

●相談支援体制の充実・強化のための取組みについて以下のとおり変更

・「地域の相談支援体制の強化」に、「個別事例の支援内容の検証の実施回数」「主任相談支援専門員の配置数」の項目を追加

・「個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善」を追加

## 第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策 (P99)

● 3 指定障害福祉サービス等の見込量中以下の項目を追加

サービスの種類	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数 （実人／月）	140	187	251
重度障害者の生活介護	利用者数 （実人／月）	481	493	503
重度障害者の短期入所（福祉型）	利用者数 （実人／月）	88	91	94

## 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項 (P100)

### 第4部 障害児通所支援等の見込み量等

- 国の基本指針で定めることとされた項目や目標、見込量を設定（数字は現時点での積算結果であり、今後修正の可能性があります。）

#### 第1章 成果目標 (P107)

(児童発達支援センターの設置、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置)

- (2) 「保育所等訪問支援の充実」を「障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）」とし、国の基本指針の内容等を踏まえて内容を変更

#### 第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策 (P109)

### 第5部 計画の推進に向けて (P111)

(関係機関等との連携、進行管理と評価、計画の弾力的運用)